

美濃加茂市選挙管理委員会告示第19号

美濃加茂市選挙管理委員会公式ツイッター運用に関する規程を次のように定める。

平成27年10月26日

美濃加茂市選挙管理委員会
委員長 吉田 雅俊

美濃加茂市選挙管理委員会公式ツイッター運用に関する規程

(目的)

第1条 この告示は、美濃加茂市選挙管理委員会がTwitter（以下「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 美濃加茂市選挙管理委員会が設置及び運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント 美濃加茂市選挙管理委員会が設置及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は、美濃加茂市選挙管理委員会とし、アカウントの管理及びツイートの発信は選挙管理委員会事務局が行う。

2 ユーザー名はminokamo_senkyoとする。

(アカウント運用者の指示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてツイッターのユーザー名を市のウェブサイト上に明示するものとする。

(掲載内容)

第5条 ツイートするものは、次に掲げるものとする。

- (1) 選挙制度に関するもの

(2) 市で執行される選挙に関するもの

(3) その他美濃加茂市選挙管理委員会書記長（以下「書記長」という。）が相当と認めるもの

（制限）

第6条 リプライは、原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が発信したツイートで、特に書記長が認めるものはこの限りではない。

2 リツイートは、原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が発信したツイートで、特に書記長が認めるものはこの限りではない。

3 フォローは、原則行わない。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したアカウントで、特に書記長が認めるものはこの限りではない。

4 公式ツイッターのツイートが、他のユーザーによりリプライ及びリツイートされた場合、その内容に関することについて、美濃加茂市選挙管理委員会は責任を負わないものとする。

（ウェブサイトとのリンク）

第7条 ツイートに記載したリンクのリンク先は、原則として美濃加茂市が運営するウェブサイトのみとする。ただし、国、他の地方公共団体及び公益法人等が開設したウェブサイトで、特に書記長が必要と認めるものは、この限りではない。

（公式アカウントの停止又は削除）

第8条 ツイートが困難になった場合、その理由を美濃加茂市ウェブサイトにも明記し、公式アカウントを速やかに停止又は削除するものとする。

（委任）

第9条 この告示の実施について必要な事項は、書記長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。